

Ⅱ. 事前準備編

1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

(1) 被災した住宅の修理等に関する相談体制の整備に向けた準備

【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- 被災した住宅の修理等に関する相談への対応については、都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等の役割分担を事前に検討・調整しておくことが重要である。
- 特に発災直後から応急段階においては、被災者への迅速な支援のために被災した地方公共団体がまさに対応すべき業務が膨大に発生し、それらに注力する必要があることから、被災した住宅の修理等に係る技術的な面での相談対応については住宅・建築関係団体に外部化するべく、事前に住宅・建築関係団体と連携し協力体制を構築しておくことが重要である。
- 具体的には、発災後に速やかに被災した住宅の修理等に関する相談体制を整備できるよう、住宅・建築関係団体と協定等を締結しておくことが望ましい。
- 被災者からの相談は住宅についてだけでなく、法律、金融、福祉、雇用等多くの分野にわたることが想定されるため、これらの関係団体等とも連携し、協力体制の構築についても事前に検討しておくことが望ましい。

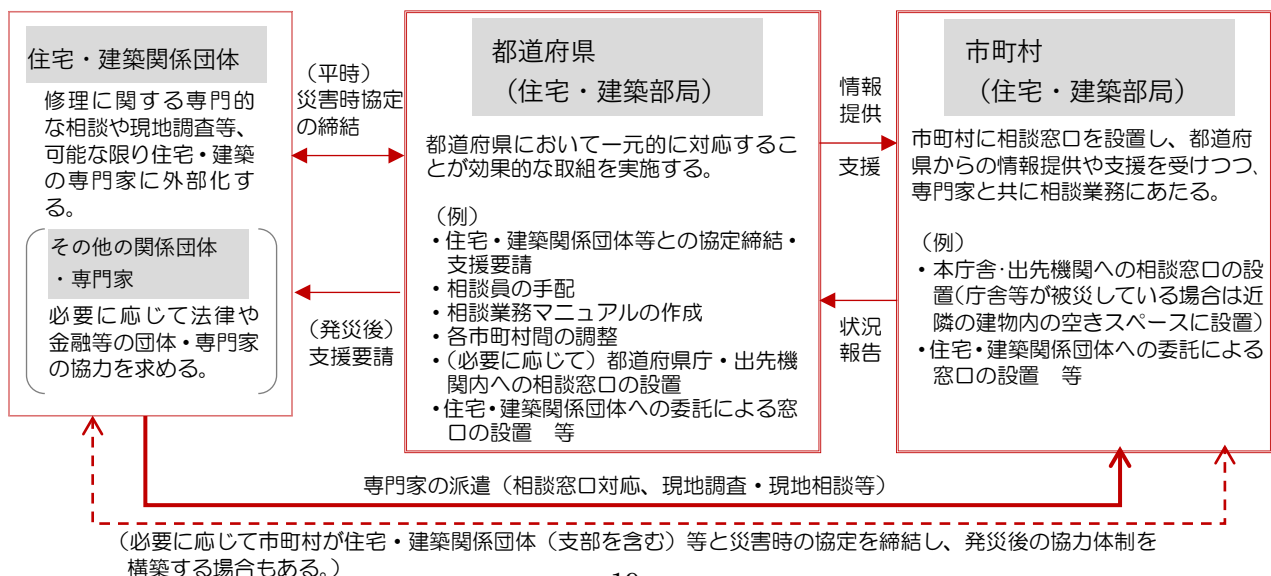
【留意点】

- ◆ 被災市町村に相談窓口を設置する場合は、都道府県は相談員の手配、相談業務マニュアルの作成（Ⅱ. 1 (2), P. 25 参照）、各市町村間の調整等の支援を行うことが望ましい。
- ◆ 住宅の修理等に関する相談ブースとともに、生活再建支援や家屋解体、借上型仮設住宅の入居受付等の相談ブースをまとめた「総合相談窓口」として設置することも考えられる。

< 参照 >

発災時の対応について	⇒	<b>Ⅲ. 発災時対応編</b>	<b>1. 被災した住宅の修理等の相談への対応</b> (1)被災した住宅の修理等に関する相談体制の整備	P. 103
------------	---	------------------	---	--------

【都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等との連携による住宅の修理等に関する相談体制のイメージ】



## II. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

#### <過去の災害における取組の例>

【住宅・建築関係団体との連携による被災者の住まいに関する相談窓口への建築士等の派遣の例  
：広島県（平成30年7月豪雨）】

#### ● 概要

- ・広島県は、災害救助法の適用となった市町において開設された相談窓口にて、県内の住宅・建築関係団体と連携して、建築士等の建築技術者を派遣し、被災者からの相談対応の支援を行った。
- ・相談は窓口相談（各市役所、町役場に開設された相談窓口で、派遣された建築技術者が被災者からの相談を受ける。）及び現地相談（派遣された建築技術者が、建築物の被災現場を訪問し相談を受ける。）を実施した。
- ・窓口相談への建築技術者の派遣は、平成30年7月23日～8月中旬頃まで実施し、それ以降は現地相談に移行した。

表2-1 建築士等の建築技術者による窓口相談及び現地相談を実施した市町

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市  
府中町、海田町、熊野町、坂町

出典：広島県資料より内閣府作成

表2-2 連携した住宅・建築関係団体

(公社) 広島県建築士会	(一社) 広島県建築士事務所協会
(公社) 日本建築家協会中国支部広島地域会	(一社) 広島県建築センター協会
(一社) 広島県住宅産業協会	(一社) 日本ツーバイフォー建築協会広島県支部
広島ハウスメーカー協会	(一社) 日本住宅リフォーム産業協会中国四国支部
(一社) 日本建築構造技術者協会中国支部	(一社) 広島県工務店協会

出典：広島県資料より内閣府作成

#### ● 県、市町、住宅・建築関係団体の役割分担

- ・広島県の調整の下、各住宅・建築関係団体から各市町へ建築士等の建築技術者を派遣した。
- ・県と市町の役割分担は以下の通り。
  - 県 …住宅・建築関係団体との建築士等の建築技術者の派遣調整、国庫補助制度(国土交通省 住宅ストック維持・向上促進事業「消費者の相談体制の整備事業」)の活用
  - 市町 …窓口設置、運営
  - 住宅・建築関係団体 …会員である建築士等の建築技術者の派遣
- ・派遣された建築士等の建築技術者は以下の業務を行う。
  - 窓口相談…窓口に来る被災者に対し、行政職員とともに住宅の修理方法等についてアドバイスを行う。
  - 現地相談…窓口相談時に被災者より現地の状況を踏まえた回答を求められた場合、現地を訪問して住宅の修理方法等についてアドバイスを行う(建築士等の建築技術者2名を1チームとして対応)。

#### ● 被災者からの相談内容の例

- ・住まいの確保・再建に係る各種支援制度(応急修理、応急仮設住宅への入居、公費解体、土砂撤去等)について
- ・被災程度の確認及び修理による居住継続の可能性について
- ・補修工事の方法、補修を要する範囲や補修の程度への助言について

【連携先における相談内容の例】

連携先		相談内容の例
住宅・建築関係	建築士、 住宅・建築関係団体	・被災した住宅の修理方法に関する相談 ・被災した住宅の修理に関する工事にかかる期間や費用に関する相談 ・住宅再建に関する相談
	弁護士、行政書士	・生活再建、法律の解釈や行政手続等に関する相談
法律・金融関係	金融機関	・住宅融資、助成制度に関する相談
	ファイナンシャルプランナー	・再建後の生活設計も含めた資金計画等に関する相談

< 事前準備の例 >

【都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等との協定締結と相談体制の構築の例①

：神奈川県公共住宅供給推進協議会

- ・神奈川県公共住宅供給推進協議会（※）では、災害が発生した際に被災者に対して迅速に相談による支援を行うことを目的に、相談窓口の設置や被災住宅の再建に係る情報の提供等について、県、市町村、各協力団体との役割分担や、支援の流れ・方法等について整理している。
- ・具体的には、災害により住宅に被害を受けた被災者からの相談のうち、住宅の建替えや修繕、損壊状況等に関する相談については（一社）神奈川県建築士会から派遣される建築士が、また再建に係る融資等の資金に関する相談については（独）住宅金融支援機構の職員が対応する。これらの相談業務は、県と各団体が締結している協定に基づき行われる。
- ・県は、市町村からの被害情報等の報告を受けて、被災住宅に係る相談支援の実施計画（相談員の派遣先、相談実施日、派遣人数等）を作成し、各関係団体への協力要請及び連絡調整を行うこととしている。
- ・市町村は、相談窓口の設置場所を確保するとともに、被災者に対し、被災住宅の再建に係る情報の提供を行う。

※県及び県内市町村の住宅部局と住宅事業者で構成される協議会

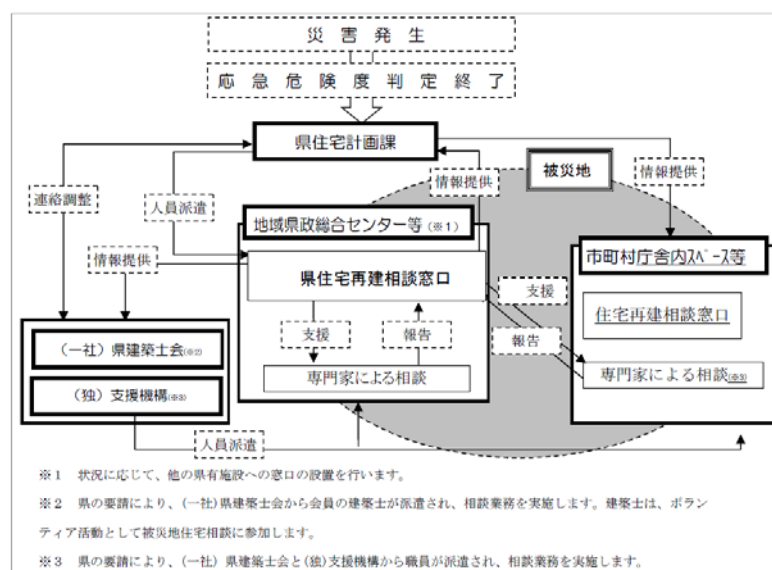


図 2-1 被災住宅再建に係る専門家による相談体制のイメージ

出典：神奈川県公共住宅供給推進協議会「神奈川県被災住宅再建支援マニュアル」  
 （平成 27 年 4 月、平成 28 年 5 月一部改正）

## Ⅱ. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

#### 【都道府県、市町村、住宅・建築関係団体等との協定の締結と相談体制の構築の例②

：大田区（東京都）】

- ・大田区と住宅・建築関係団体（10 団体）は、「災害時の被災建物の応急修理等に関する協定」を締結し、当該協定に基づき、区と協定団体の「災害時応急修理等業務フロー」を定めている。
- ・「災害時応急修理等業務フロー」では、災害時には区が協定団体に協力を要請し、被災した住宅の修理等に係る区民からの相談に対応するための「総合相談窓口」を開設することとしている。

#### 【都道府県、市町村、住宅・建築関係団体との協定の締結の例：岐阜県】

- ・岐阜県は、昭和 56 年に（一社）岐阜県建設業協会と「災害時における被災住宅の応急修理に関する協定」を締結した他、平成 27 年に（一社）全日本瓦工事業連盟（平成 30 年 6 月 1 日現在：45 団体が加盟）の会員である岐阜県瓦葺組合と災害時における応急対策業務に関する協定を締結し、「被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及び応急措置」等について協力を要請する旨を定めている。
- ・また、県内の一部の市町村においても、岐阜県瓦葺組合の各支部と災害時における応急対策活動に関する協定を締結し、当該協定において、「被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動」について組合員の派遣等の協力を要請できる旨を定めている。

#### 災害時における応急対策業務に関する協定書

岐阜県（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合（以下「乙」という。）は、岐阜県地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合における応急対策業務（以下「応急対策業務」という。）を実施することについて、次のとおり協定を締結する。

##### （総則）

第 1 条 この協定は、地震、風水害又はその他の災害時に、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 6 2 条第 1 項に規定する市町村の応急措置等について、甲が市町村から応援又は実施の要請を受けた場合等において、乙に対して協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

##### （応急対策業務の内容）

第 2 条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は次のとおりとする。

- （1）被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及び応急措置
- （2）その他甲が必要と認める業務

図 2 - 2 岐阜県と岐阜県瓦葺組合との応急対策業務に関する協定書（抜粋）

#### 災害時における応急対策活動に関する協定書

恵那市（以下「甲」という。）と岐阜県瓦葺組合恵那支部（以下「乙」という。）は、災害が発生した場合に、災害応急活動（以下「応急活動」という。）を実施することについて、次の通り協定を締結する。

##### （目的）

第 1 条 この協定は、恵那市地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が発生した場合に、甲が乙の協力を得て行う応急活動を円滑に実施することを目的とする。

##### （協力の要請）

第 2 条 甲は、乙に対して、被災住宅の瓦屋根の損傷箇所の把握及びブルーシート等を使用した応急活動について、次に掲げる協力を要請することができる。

- （1）応急活動に必要な組合員の派遣に関すること。
  - （2）前号に掲げるもののほか、応急活動として必要な事項
- 2 乙は、前号の規定による要請を受けた時は、可能な限りこれに応ずるものとする。

図 2 - 3 恵那市と岐阜県瓦葺組合恵那支部との応急対策活動に関する協定書（抜粋）

出典：岐阜県資料、恵那市資料より内閣府作成



## 【弁護士会及び不動産鑑定士協会との協定の締結の例：高崎市（群馬県）】

- ・高崎市と群馬弁護士会は、災害時被災者支援活動に関する協定を締結し、同協定に基づき、高崎市と群馬弁護士会の役割分担を定め、平時から担当者の連絡先の交換を実施する等、災害発生後に速やかに法律相談を実施できる体制を準備している。
- ・また、高崎市と（公社）群馬県不動産鑑定士協会は、災害時における不動産相談に関する協定を締結し、同協定に基づき、高崎市と（公社）群馬県不動産鑑定士協会の役割分担を定め、平時から担当者の連絡先の交換を実施する等、災害発生後に速やかに不動産相談会を実施できる体制を準備している。

## 【都道府県と金融機関との協定の締結の例：（独）住宅金融支援機構】

- ・（独）住宅金融支援機構は、46 都道府県と災害時における住宅の早期復旧に向けた協力に関する協定を締結し、同協定に基づき、平時から担当者の連絡先の交換や、被災した住宅の再建等に関する施策や融資制度について情報交換を実施する等、災害発生後に速やかに被災者からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応するための体制を準備している。
- ・この協定に基づき、地方公共団体（市町村を含む。）が実施する被災者向けの現地相談会に機構職員を派遣し、住宅の復旧・再建に係る主な施策の情報提供や資金計画の相談に対応している。

[平成 30 年度に機構職員が現地相談対応を実施した災害]

東日本大震災、平成 28 年熊本地震、平成 29 年 7 月九州北部豪雨、  
平成 30 年大阪府北部を震源とする地震、平成 30 年 7 月豪雨、  
平成 30 年北海道胆振東部地震

## II. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

<過去の災害における取組の例>

【住まいの確保、生活再建に係る総合相談窓口を設置した例：熊本市（平成28年熊本地震）】

- 熊本市では、本庁舎に総合相談窓口を設置し、支所等に相談窓口を設置して、被災者の相談対応を行った。

- 本庁舎（中央区）における総合相談窓口
  - 発災して約1ヶ月後に本庁舎（中央区）の14階に総合相談窓口を設置し、その中に災害見舞金等の生活再建支援（※）に関する相談窓口の他、被災家屋の応急修理、家屋解体、借上型仮設住宅等の住まいに関する各種相談窓口や、各種専門家による法律・融資等の専門分野に関する各種相談窓口を設けた。
    - ※災害弔慰金、災害見舞金、災害障害見舞金、災害義援金、被災者生活再建支援金、災害援護資金の貸付、寝具その他生活必需品の支給に係る申請受付・相談及び日本財団による住宅損壊見舞金の申請書の配布
  - 総合相談窓口は土日祝日も含め、毎日9時～16時（一部17時）まで開放（平成28年8月31日まで）。同年9月からは月～土曜日、11月からは月～金曜日の平日のみ開放。

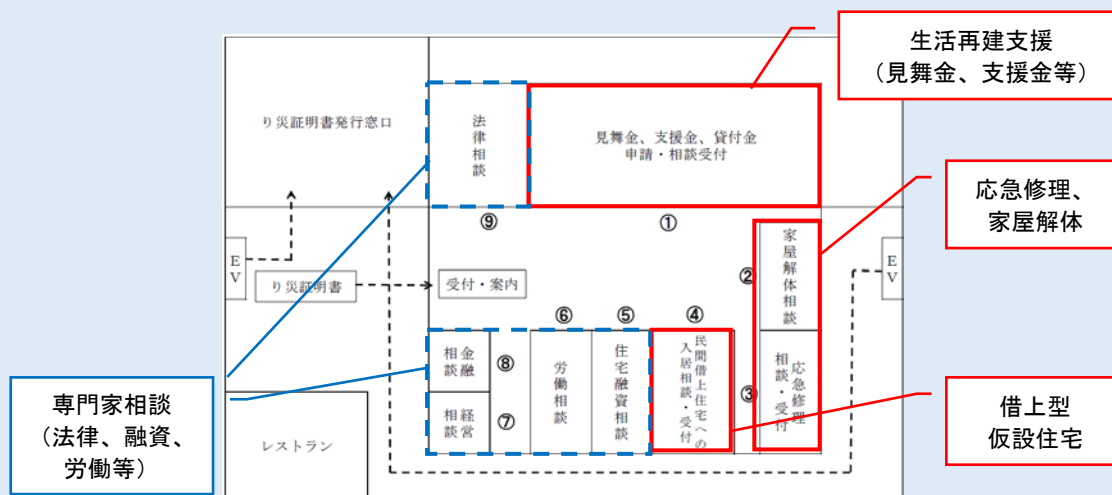


図2-4 熊本市役所本庁舎の総合相談窓口のレイアウト（平成28年5月17日時点）  
出典：熊本市「平成28年熊本地震 熊本市 震災記録誌」（平成30年3月）より内閣府作成

- 総合相談窓口に係る工夫
  - 発災後1カ月程度までは電話相談が中心であったが、罹災証明書の交付が進むにつれ、災害救助法に基づく応急修理制度に関する窓口相談が急増し、対応人員を増やした。
  - 総合相談窓口では、罹災証明書の交付、応急修理制度の申請受付、借上型仮設住宅への入居受付等のそれぞれのピークに応じて、各相談ブースの広さやレイアウトを変更した。
  - また、総合相談窓口には様々な制度の相談・受付の窓口が設置されているため、被災者に分かりやすいよう、案内表示を大きく分かりやすい表記にする、入口で受付の整理番号カードを渡して呼出し番号をホワイトボードに表記する、待合席の椅子の裏に窓口名（例：“応急修理”）を表記する等の工夫を行った。
  - 各窓口には、被災者台帳の確認や申込の重複確認等に使用するためのパソコンの他、上司への相談やトラブル対応の連絡、他部署への確認等の際に使用する電話を設置した。
  - 頻繁に利用するコピー機についても、動線を考慮して設置した。
- 支所等における相談窓口
  - 各区役所（東区、西区、南区、北区）及び出張所（城南総合出張所、託麻総合出張所）に災害見舞金等の生活再建支援に関する相談窓口を設置した（出張所は平成28年8月に閉鎖）。
  - 各区役所には、平成28年8月頃から2カ月間の期間限定で、被災家屋の応急修理、家屋解体、借上型仮設住宅等の住まいに関する相談窓口、住宅融資の相談窓口を開設した。

## (2) 相談方法の検討と相談業務マニュアルの準備

### 【実施する事項】

《都道府県、市町村》

- 発災後に速やかに被災した住宅の修理等に関する相談体制を整備し、相談への対応を実施できるよう、事前に相談方法（電話相談、窓口相談及び現地相談）について検討しておくことが重要である。
- 具体的には、相談方法に応じた業務内容、各主体（都道府県、市町村、住宅・建築関係団体、その他の関係団体等）の役割分担、人員配置、業務フロー、相談窓口の設置場所、費用負担等について検討・調整を行い、事前にそれらを定めた具体的な相談業務マニュアルを作成しておくことが重要である。
- また、相談に際して、都道府県・市町村における複数の担当部署にわたる被災者支援策の情報を事前に整理しておき、発災後迅速かつ的確に被災者に情報提供できるよう、当該情報を担当部署間で共有しておくことが望ましい。

< 参照 >

発災時の対応について ⇒

Ⅲ. 発災時対応編

1. 被災した住宅の修理等の相談への対応  
(2) 相談対応の実施

P. 104

### 【被災した住宅の修理等の相談方法と業務内容のイメージ】

相談の方法	業務内容
①電話相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体や住宅・建築関係団体内等に電話相談窓口を設置し、被災者からの修理等の相談に対応する。</li> <li>・ 住宅・建築関係団体の協力を得て建築士等の相談員を配置し、電話での相談に対応するとともに、必要に応じて窓口相談又は現地相談の日時調整を行う。</li> </ul>
②窓口相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体や住宅・建築関係団体内等に対面での相談が可能な窓口を設置し、被災者からの建築の専門的な相談に対応する。</li> <li>・ 住宅・建築関係団体の協力を得て建築士等の相談員を配置し、対面での相談に対応するとともに、必要に応じて現地相談の日時調整を行う。</li> <li>・ 資金計画や融資等に関する相談窓口も近くに設置しておくことが望ましい。</li> </ul>
③現地相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現地にて、被災した住宅の被害箇所を確認しながらの相談内容の聞き取りや、修理方法等の相談に対応する。</li> <li>・ 現地での相談内容は、より専門的な建築の知識が求められることから、住宅・建築関係団体の協力を得て建築士等の相談員を現地に派遣する。</li> </ul>

※相談員は、各種支援制度やその申請に係る相談等、地方公共団体の担当部署に取次ぐ必要がある場合に備え、当該担当部署の連絡先を把握しておくことが望ましい。

## II. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

#### <過去の災害における取組の例>

##### 【電話相談、窓口相談、現地相談の設置の例：岡山県（平成30年7月豪雨）】

- ・岡山県は、平成30年7月豪雨の被災者の住宅の修理や再建に関する相談について、「おかやま水害住宅建築相談窓口」（電話相談）、市町の庁舎等における「市町建築相談窓口」（窓口相談）、建築士相談員による「現場派遣相談」（現地相談）の3つの方法で対応した。
- ・「おかやま建築5会まちづくり協議会」（以下「協議会」という。）（※）が、国庫補助制度（国土交通省 住宅ストック維持・向上促進事業「消費者の相談体制の整備事業」）を活用し相談対応を実施し、県は県内市町村と協議会との連絡調整を行った。
- ・また、平成30年度の本協議会の代表である（一社）岡山県建築士会が事務局となり、下図①～③にそれぞれ派遣される建築士相談員の日程調整を行った。

※（一社）岡山県建築士会（本協議会事務局）、（一社）岡山県建築士事務所協会、（一社）日本建築学会中国支部岡山支所、（公社）日本建築家協会中国支部岡山地域会、岡山建築設計クラブの5団体で構成される。

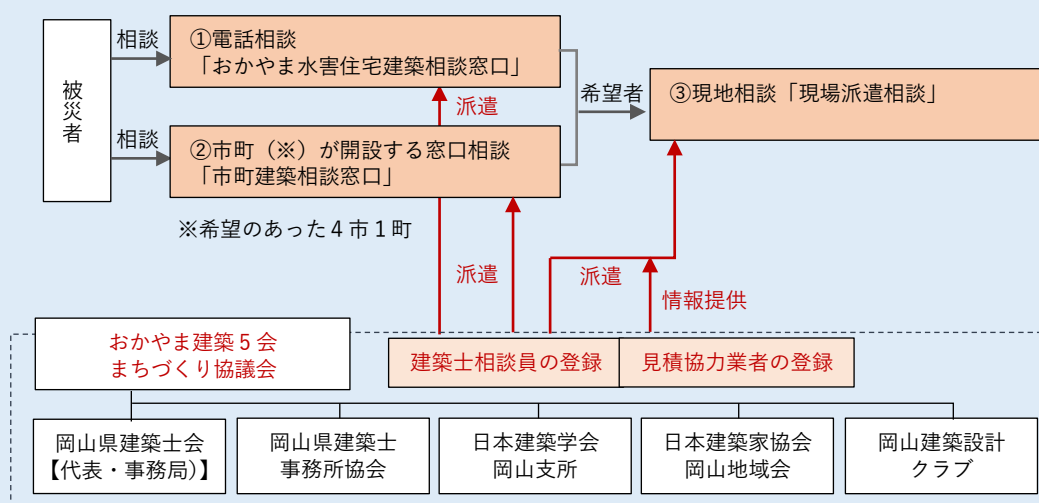


図2-5 実施体制図

出典：おかやま建築5会まちづくり協議会「平成30年7月豪雨の被災住宅 建築相談窓口―業務マニュアル―」より内閣府作成

##### 【各相談方法に関する業務マニュアルの記載内容の例：岡山県（平成30年7月豪雨）】

- ・「平成30年7月豪雨の被災住宅建築相談窓口―業務マニュアル―」（平成30年7月作成、おかやま建築5会まちづくり協議会）には、相談方法別に以下の内容が記載されている。

##### ①電話相談「おかやま水害住宅建築相談窓口」

- ・（1）相談窓口の概要（相談窓口の名称、設置場所、電話番号）、（2）相談窓口開設時間、（3）業務体制、（4）建築士相談員が行う業務の流れ・内容について具体的に記載されている。

##### ②市町が開設する窓口相談「市町建築相談窓口」

- ・（1）開設する窓口の概要（窓口を開設する市町名、市町担当課の問合せ先、開設日時、場所）、（2）準備するもの（筆記用具や相談者へ配布することが想定される資料）、（3）業務体制、（4）派遣する建築士相談員の調整方法、（5）建築士相談員が行う業務の流れ・内容について具体的に記載されている。

##### ③現地相談「現場派遣相談」

- ・（1）現場相談の受付エリア（岡山県下全域）、（2）準備するもの（「建築士相談員」のステッカーを貼ったヘルメット、安全靴、デジタルカメラ、筆記用具、相談内容を記録する帳票、見積協力業者名簿）、（3）業務体制、（4）派遣する建築士相談員の調整方法、（5）注意事項、（6）建築士相談員が行う業務の流れ・内容について具体的に記載されている。



< 事前準備の例 >

【被災者支援に関する各種制度の情報提供の例

：「被災者支援に関する各種制度の概要」（平成 30 年 11 月 1 日現在、内閣府）

- ・内閣府は、被災者の生活・住まい・生業の再建に係る各種支援制度をまとめた資料を毎年度更新し、防災情報のページ (<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/index.html>) において公開している。
- ・これに掲載されている支援制度以外に、各地方公共団体で実施（予定を含む）する独自の支援制度等がある場合には、それらを含めて庁内の関係部署・相談窓口で情報を共有し、被災者に適切に情報提供できるよう、平時より準備しておくことが望ましい。

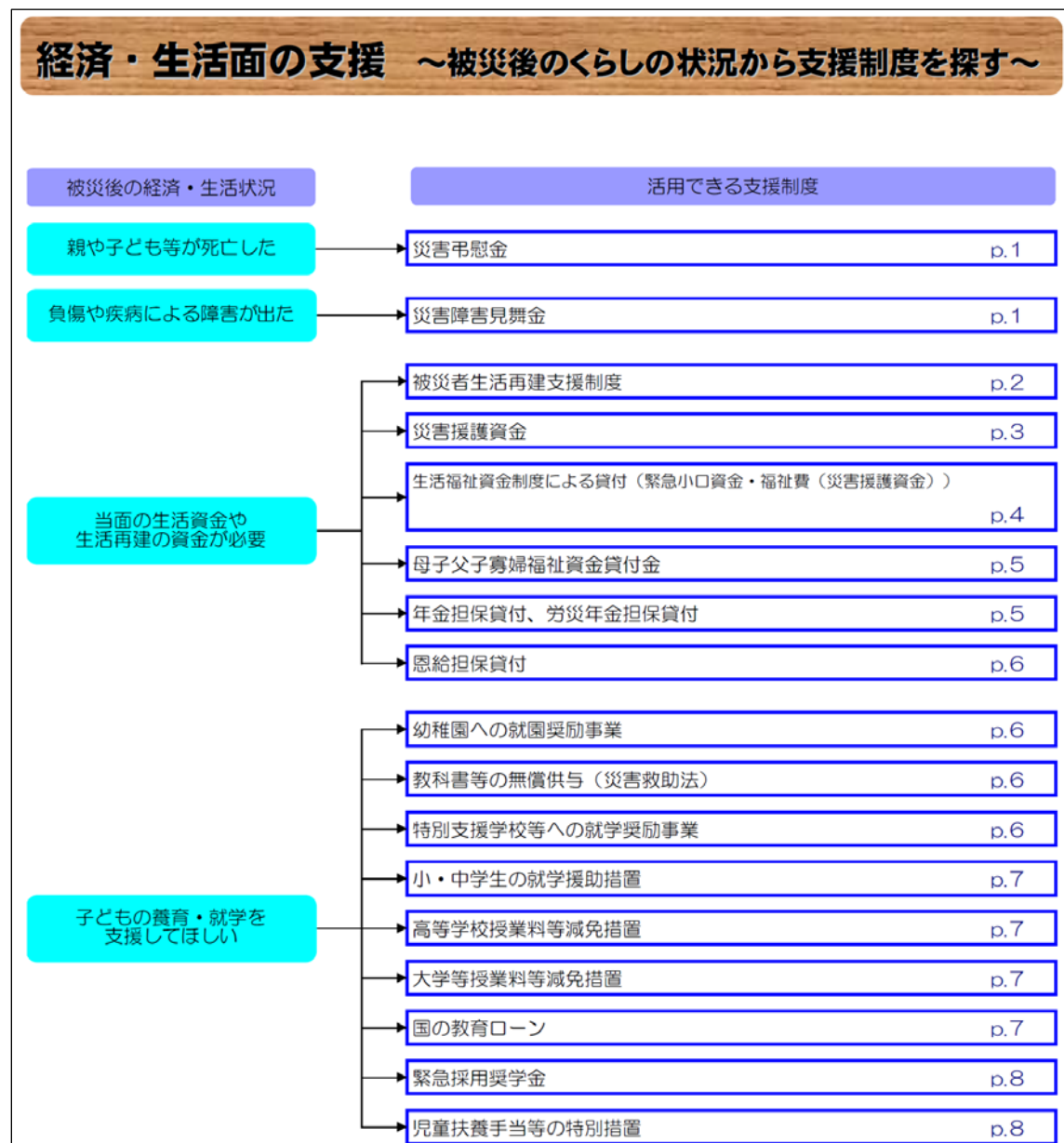


図 2 - 6 経済・生活面の支援（抜粋）

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」（平成 30 年 11 月 1 日現在、内閣府）

## II. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備



図2-7 住まいの確保・再建のための支援（抜粋）

出典：「被災者支援に関する各種制度の概要」（平成30年11月1日現在、内閣府）

### (3) 修理業者に関する情報提供の準備

#### 【実施する事項】

##### 《都道府県、市町村》

- 発災後には、原則として被災者自らが修理業者を探して工事を依頼することとなることから、住宅・建築関係団体の協力を得て、被災者に対して修理業者に関する情報（修理業者名、所在地、電話番号等の連絡先、請け負える工事の種類と規模、対象地域、所属団体等）を提供する仕組み（修理業者の情報の収集・整理に係る作業フロー等）について、事前に検討しておくことが重要である。
- 発災時に迅速に被災者に情報提供できるよう、住宅・建築関係団体から提供を受けた修理業者に関する情報をまとめたリスト（以下「修理業者リスト」という。）については、定期的に更新しておくことが望ましい。
- 修理業者リストは、災害救助法に基づく応急修理制度において、工事を実施する修理業者を指定したリスト（以下「指定業者リスト」という。）の作成に活用することが可能である（Ⅱ. 3-2（4），P. 96 参照）。
- また、被災者が自らの力で修理業者を探すことができないことも想定されることから、住宅・建築関係団体の協力を得て、被災者に修理業者を紹介する仕組みについても事前に検討しておくことが重要である。

##### 《住宅・建築関係団体》

- 被災した住宅の修理に対応する意向のある修理業者に関する情報を、事前に修理業者リストとして整理し、発災時に都道府県に提出できるよう準備しておくことが重要である。
- 修理業者リストに掲載されている情報については、定期的に更新しておくことが望ましい。

#### 【留意点】

- ◆ 被災者は、通常過去に新築・リフォーム等した工務店・住宅メーカー・リフォーム事業者に修理を発注するケースが多いと考えられるが、廃業している、修理等の注文が殺到し受付が困難な状態になっている等の理由から、当該修理業者に工事を発注できない場合、地元や近隣の工務店等を選定する傾向がある。このように新たに修理業者を探す必要が生じた被災者に対し、修理業者に関する情報を提供することが必要となる。
- ◆ 住宅・建築関係団体内の一定の基準を満たす構成員を対象とする等、悪質な修理業者に関する情報が被災者に提供されないようにすることが重要である。
- ◆ 指定業者リストは、市町村が設置する相談窓口や応急修理制度の申込窓口等において紙媒体で被災者に配布するとともに、広く情報が行きわたるよう、地方公共団体のホームページ等での公開も有効である。
- ◆ 既にリフォーム事業者の登録制度等がある場合は、その枠組を災害時にも活用できるよう、事前に準備しておくことも考えられる。
- ◆ また、地方公共団体のホームページ等にて、修理業者を検索できるサイトを開設することも考えられる。

#### < 参照 >

応急修理制度における「指定業者リスト」の準備について	⇒	Ⅱ. 事前準備編	3-2. 災害救助法に基づく応急修理制度の実施に係る準備 (4) 指定業者リストの作成に係る準備	P. 96
発災時の対応について	⇒	Ⅲ. 発災時対応編	1. 被災した住宅の修理等の相談への対応 (3) 修理業者に関する情報提供の実施	P. 105

## Ⅱ. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

#### <過去の災害における取組の例>

【平成30年7月豪雨の被災地（岡山県、広島県、愛媛県）を対象とした「住まい再建事業者検索サイト」：国土交通省、（一社）住宅リフォーム推進協議会（平成30年7月豪雨）（注）】

- ・（一社）住宅リフォーム推進協議会は、国土交通省の補助を受け、平成30年7月豪雨により被災した住宅の補修工事等に対応できる事業者検索サイトを開設した。
- ・本サイトでは、市区町村別・工事の種類（構造・防水含む戸建リフォーム工事/マンション共用部分の修繕/内装・設備工事）別に事業者を検索することができる。
- ・また、検索した結果として表示される事業者の情報には、補修工事の対応の可否（現在対応可/要相談/現在対応不可）の状況、着手までにかかる期間（例：約1か月、約2～3か月）や対応可能な工事の規模（例：小規模な補修工事、大規模な補修工事）が併せて表示される（これらの情報は定期的に更新される）。

注 本事例は、平成30年7月豪雨の住宅被害が広域に及び、県及び市町村が実施する修理業者に関する情報提供が、修理業者を探す被災者のニーズに十分対応することが困難であったことから、このような特殊な状況を鑑み、国土交通省、（一社）住宅リフォーム推進協議会が実施した事例である。

国土交通省  
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

平成31年3月8日  
住宅局住宅生産課

被災した住宅（岡山、広島、愛媛の3県）の補修工事等に対応できる  
事業者検索サイトが開設されます！

～お住まいの地域で、安心できるリフォーム事業者等の検索がより簡単に～

平成30年7月豪雨を受け、国土交通省では、被災した住宅の補修工事等を円滑に進めるため、登録住宅リフォーム事業者団体や住宅関連団体にご協力いただき、リフォーム事業者等のリストを、国土交通省ホームページにおいて提供してきました。

今般、より迅速な情報の更新と簡便なリフォーム事業者等の検索が可能となるよう、3月8日に「**住まい再建事業者検索サイト\***」が開設されます。

住まい再建事業者検索サイト（3月8日～運用開始）

URL <http://sumai-saiken.jp/>

住まい再建事業者  
検索サイト

※本サイトは、国土交通省の補助を受け、一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会により開設されるものです。

#### 1. 概要

本サイトは、平成30年7月豪雨の被災地における登録住宅リフォーム事業者団体<sup>※</sup>や住宅関連団体に所属する事業者の情報を一元的に集約し、被災者の方が周辺のリフォーム事業者を簡便に検索できるしくみです。（別紙参照）

※ 消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図るために一定の要件を満たす住宅リフォーム事業者団体を国が登録する制度です。

#### 2. 特徴

(1) スマートフォンやPCから検索したい地域を入力すると、**地域のリフォーム事業者等を検索**できます。**工事の種類ごとに検索**することも可能です。

※ サイト開設時に検索できる地域は、岡山、広島、愛媛の3県です。

(2) **リフォーム事業者等の現在の対応可否が一目でわかります。**



(3) **事業者が所属している団体がわかります。**

※ 登録住宅リフォーム事業者団体は消費者の相談窓口を設置しているため、トラブルがあっても相談できます。

図2-8 国土交通省報道発表資料（平成31年3月8日）



<検索画面のイメージ>

・検索方法

お住まいの都道府県、市町村、希望する工事の種類を入力します。



・検索結果

入力された条件に該当する事業者の一覧が表示されます。また、工事対応可否、着手までにかかる期間、対応可能な工事の規模、所属団体等の情報が表示されます。



図 2 - 9 住まい再建事業者検索サイト 検索画面のイメージ

出典：国土交通省報道発表資料（平成 31 年 3 月 8 日）

([http://www.mlit.go.jp/report/press/house04\\_hh\\_000849.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/house04_hh_000849.html))

## II. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

#### <過去の災害における取組の例>

【住宅リフォーム事業者登録団体制度に登録済の住宅リフォーム事業者団体に協力要請をした例  
：国土交通省（平成30年大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨）】

- ・国土交通省は、住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境の整備を図ることを目的として創設した「住宅リフォーム事業者団体登録制度」（国土交通省告示第877号、平成26年9月1日施行）に登録済みの住宅リフォーム事業者団体に対し、平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震及び平成30年7月豪雨において被災した住宅の補修工事等についての相談や事業者紹介等の協力を要請した。

表2-3 登録済みの住宅リフォーム事業者団体一覧（平成31年4月時点）

登録番号	名称	登録（更新）年月日
1	一般社団法人マンション計画修繕施工協会	平成29年9月19日
2	一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会	平成30年1月9日
3	日本木造住宅耐震補強事業者協同組合	平成30年3月20日
4	一般社団法人リノベーション協議会	平成30年4月16日
5	一般社団法人ベターライフリフォーム協会	平成30年5月18日
6	一般社団法人日本塗装工業会	平成30年5月18日
7	一般社団法人リフォームパートナー協議会	平成28年2月19日
8	一般社団法人全建総連リフォーム協会	平成28年7月27日
9	一般社団法人 住生活リフォーム推進協会	平成29年4月6日
10	一般社団法人 JBN・全国工務店協会	平成29年11月9日
11	一般社団法人住宅リフォーム推進サポート協議会	平成30年6月27日
12	一般社団法人住活協リフォーム	平成30年9月18日
13	一般社団法人全国古民家再生協会	平成30年10月22日
14	一般社団法人木造住宅塗装リフォーム協会	平成30年11月6日
15	一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会	平成31年4月26日

出典：国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk4\\_00090.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_00090.html))  
より内閣府作成

#### <事前準備の例>

【都道府県によるリフォーム事業者登録制度の例：埼玉県住まじづくり協議会】

- ・埼玉県内の住宅関連企業と行政・公益団体とが一体となり、優良な住宅供給やまちづくりを行うことで、県民の生活基盤の安定とその住環境の向上を図ることを目的に、平成8年10月に埼玉県住まじづくり協議会が設立され、平成17年に「リフォーム事業者登録制度」が創設された。
- ・同制度において、埼玉県内のリフォーム事業者の募集を行い、事業者の登録を行っている。
- ・登録されている事業者の所在地、連絡先、同協議会が定期的に開催する講習会等への参加実績等の情報が同協議会のホームページにおいて公表されている（右図の地域をクリックすることにより地域別に登録事業者の検索が可能）。



図2-10 リフォーム登録事業者検索画面

出典：埼玉県住まじづくり協議会ホームページ (<http://www.sahn.jp/>)

<過去の災害における取組の例>

【住宅・建築関係団体を構成員とする支援センターが現地相談等に対応した例  
 : 鳥取県（平成 28 年鳥取県中部を震源とする地震）】

- ・ 鳥取県は、被災した住宅の修繕工事の需要増加に対して、県民の相談や修繕等に速やかに対応できるよう「鳥取県中部地震住宅修繕支援センター」を設立した。
- ・ 本センターは、（一社）鳥取県中部建設業協会を事務局とし、「（一社）鳥取県建設業協会」、「（一社）鳥取県中部建設業協会」、「（一社）鳥取県木造住宅推進協議会」、「鳥取県建築連合会」、「鳥取県瓦工事業組合」、「鳥取県左官業協同組合」及び「鳥取県板金工業組合」で構成された。
- ・ 本センターが被災者からの被災した住宅の修繕に関する相談をまず受けて、相談内容に応じて関係する構成団体に引き継ぎ、当該構成団体が会員の事業者を選定して現地相談等に派遣した。
- ・ 本センターの運営費（常駐事務員の人件費、電話代等）は、県が全額負担した。
- ・ 職人不足への対応として、構成団体の責任の下で県外職人を招致する場合、県が構成団体に対して招致経費（交通費、宿泊費等）の一部を以下の通り支援した。
  - ・ 県外から招致する職人が県内に宿泊する場合（3,000 円／人・日）
  - ・ 県外から招致する職人が県内に宿泊しない場合（500 円／人・日）

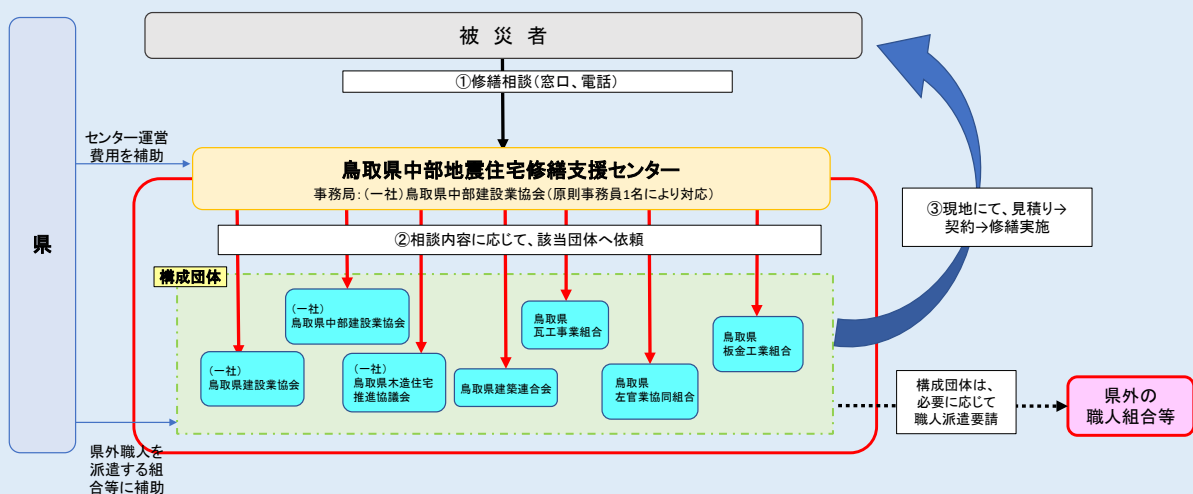


図 2 - 11 現地相談及び修繕の実施体制図

出典：鳥取県資料より内閣府作成

## II. 事前準備編

### 1. 被災した住宅の修理等の相談への対応に係る準備

<過去の災害における取組の例>

【修理業者が見つからず応急修理を実施できない被災者に修理業者を紹介した例  
：愛媛県（平成30年7月豪雨）】

- ・愛媛県は、避難所にいる被災者と、応急修理を申し込んだが修理業者が見つからない見積書未提出の被災者への支援策として、希望する被災者に修理業者を紹介した（大洲市、宇和島市、西予市の3市が対象）。
- ・具体的には、県と「災害時における被災住宅の応急修理等に関する協定書」を締結している（一社）愛媛県中小建築業協会（以下「協会」という。）に県が協力を要請し、一部の協会会員（※）の中から修理の対応が可能な業者を抽出してもらい、当該業者の情報を県が整理した上で、各市を通じて被災者に情報提供した。
- ・被災者は、情報提供された修理業者の中から修理を依頼する業者を選定し、現地調査、見積書の作成、修理工事の実施等の依頼を行った。

※本協会の第一種会員（建築業を営む工務店：200社程度）

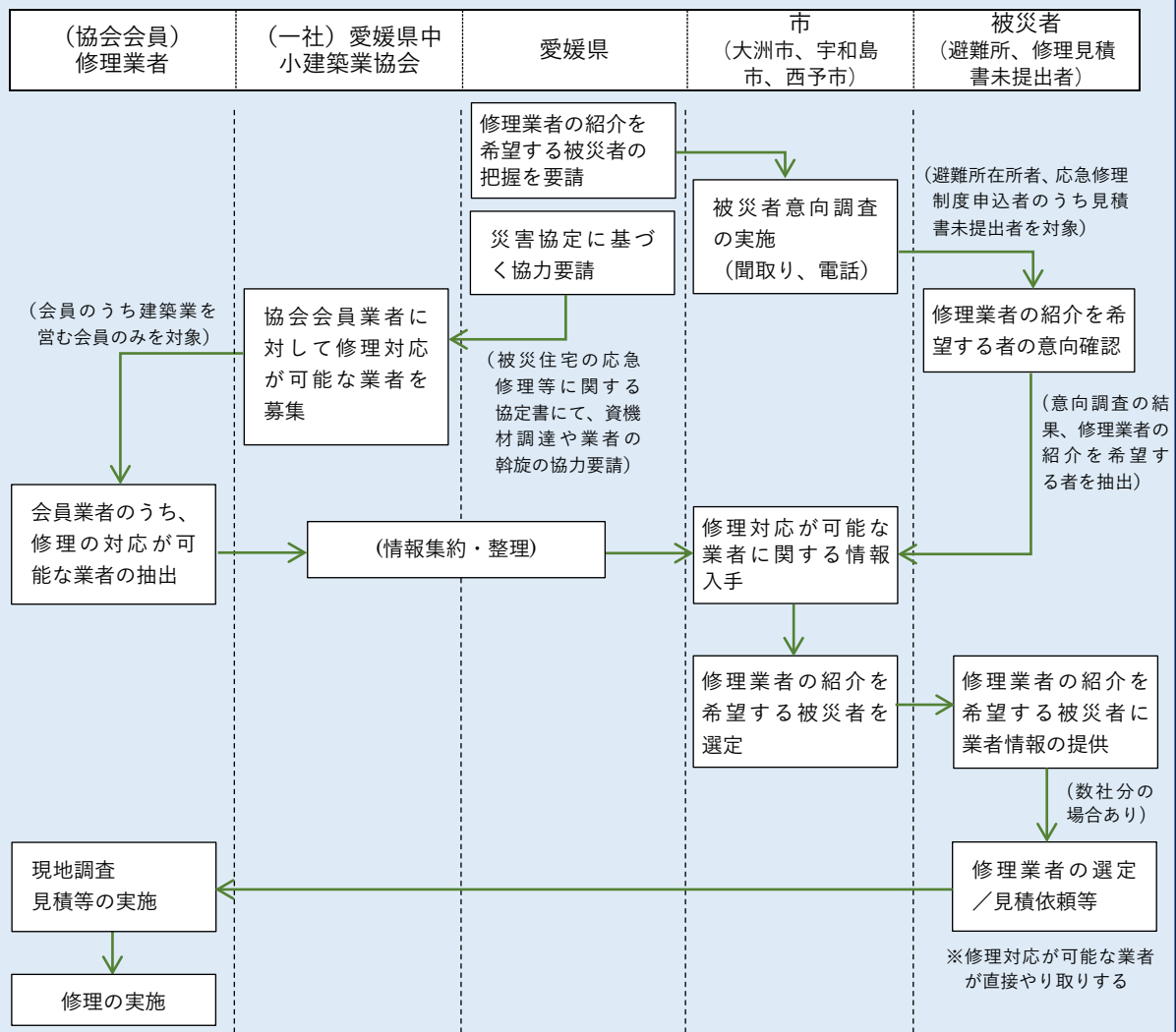


図2-12 被災者に修理業者を紹介する際の流れ

出典：愛媛県資料より内閣府作成